四　海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している債券発行者の親会社（令第二条の十二の三第六号ロに規定する親会社をいう。以下この項において「保証親会社」という。）の名称及び本店所在地
五　保証親会社が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している旨及びその内容
六　保証親会社の株券が上場されている金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。第九条の四第五項第三号において同じ。）の名称
七　保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法

第二条の二中「第四条第一項第四号」を「第四条第二項」に、「もの（次条」を「もの（同条」に改める。

第二条の四を次のように改める。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に該当することとする。

一　適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘をいう。以下この条において同じ。）が当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に係る有価証券（令第一条の四第一号に掲げる有価証券に限る。）の発行者である会社に対して行われる場合
二　適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われる場合

第二条の五中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に、「第二条の十二の二第三項第二号」を「第二条の十二の四第三項第二号」に改める。

第二条の六第一項及び第二項中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に改める。

第二条の八中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者
二　有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。）の所有者であつて、次に掲げる者
イ　当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。第十一条の二第二号において同じ。）
ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。）
ハ　当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
ニ　当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては、イからハまでに掲げる者に類するもの
三　当該有価証券を他の者に取得させることを目的として前二号に掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等
四　有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

第六条第一号中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第九条の二第三号中「第一条の六第一号で」を「第一条の六に」に改め、「同号に規定する」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二　売出し（令第一条の八の三に定める要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該売出し

第九条の四第一項中「第五項第三号」を「第五項第四号」に改め、同条第五項第一号イ中「上場株券にあつては、」を「上場株券である場合にあつては」に、「店頭登録株券にあつては、」を「店頭登録株券である場合にあつては」に、「提出日前六月」を「提出日の六月前の日から提出日の前日までの間」に、「この号において「時価総額」を「この項において「時価総額」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　当該者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。

第九条の四第五項第二号中「前号イ中」を「同号イ中」に、「前号イからニまで」を「同号イからニまで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　有価証券届出書を提出しようとする者が、指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場における基準時時価総額が千億円以上であること。

第九条の五中「当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている」を「当該発行者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付されたコマーシャル・ペーパーの発行価額又は売出価額の総額が百億円以上である」に改める。

第十一条の二を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二　法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券の売出し又は次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。
一　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの
二　次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの
イ　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し
ロ　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し
(1)　当該有価証券の発行者の子会社又は主要株主
(2)　当該有価証券の発行者の役員又は発起人
(3)　当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
(4)　当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては(1)から(3)までに掲げる者に類するもの